六　発行額
イ　価格競争入札発行額　額面金額で三兆五千七百六十五億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行額　額面金額で八千四百三十四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆五千七百八十一億七千九十八万六百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千四百三十七億七千九百五十三万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成三十年四月二十三日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四銭三厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四銭五厘
十二　償還期限　平成三十年七月二十三日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成三十年四月二十三日

○厚生労働省告示第二百十九号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項）の一部を次の表のように改正し、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

平成三十年五月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項	（新設）
第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第八号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）
第二条　法第六条の五第三項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法 二～五　（略）	**第二条**　法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一　厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法 二～五　（略）
第三条　法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略）	**第三条**　法第六条の五第一項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略）
第四条　法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） 十二　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表した場合に評価される病院情報 十三～十七　（略） 十八　Joint Commission International（平成六年にJoint Commission International という名称で設立された医療の評価機関をいう。）が行う認定を取得している旨（個別の審査項目に係るものを含む。） 十九　（略）	**第四条**　法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十一　（略） （新設） 十二～十六　（略） 十七　（略）
第五条　法第六条の七第三項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略）	**第五条**　法第六条の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略）
第六条　法第六条の七第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十五　（略）	**第六条**　法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～十五　（略）